

中小企業等経営強化法について

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所
税理士



2月号でご紹介した28年度税制改正大綱の機械及び装置に係る固定資産税の特例措置が含まれる「中小企業等経営強化法」が28年7月1日に施行されました。そこで今月号では中小企業等経営強化法をご紹介させていただきます。

〔質問〕

「中小企業等経営強化法」とはどのような法律ですか。

〔回答〕

1. 法律制定の背景

人口減少・少子高齢化の進展や国際競争の激化、人手不足など、中小企業・小規模事業者・中堅企業（以下「中小企業・小規模事業者等」という）を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足元では生産性が低迷し人材確保や事業の持続的発展に懸念が存在します。

こうした中で、中小企業・小規模事業者等が労働の供給制約等を克服し、海外展開等も含め、将

来の成長を果たすべく、生産性の向上（経営力向上）を図ることが必要です。

2. 法律の目的

中小企業等経営強化法は、下記(1)～(4)の中小企業・小規模事業者等にかかる経営課題等を踏まえ、政府が、生産性向上に役立つ取組を分かりやすく中小企業・小規模事業者等に提供し、生産性を向上させる取組を計画した中小企業・小規模事業者等を積極的に支援することを目的とします。

(1) 生産性向上の必要性

少子高齢化、人手不足等の状況において、効果的に付加価値を生み出せるよう、製造業はもとより、相対的により生産性の低い非製造業における

生産性の向上が必要です。

(2) 業種横断的な経営課題への対応

事業活動に有用な会計管理の徹底、財務内容の分析、ITの導入等、経営資源を十分活用するための取組をさらに普及させることが重要です。そのためには、支援機関の伴走型の支援によるきめ細かな経営課題の解決が必要です。

(3) 業種別の経営課題への対応

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題や生産性向上のための取組方法は、事業分野や規模ごとに異なります。そのため、同業者等のベストプラクティス（最良の事例）をもとに、自社において対策が講じられるように、取組を分かりやすく提供する必要があります。

(4) 中堅企業の重要性

中堅企業は、地域の中小企業との取引のハブとなるなど、地域経済を牽引する存在です。中堅企業の生産性向上を一体的に支援することで、地域経済への大きな波及効果が期待されます。

3. 法律の概要

(1) 事業分野の特性に応じた経営力向上のための

指針の策定

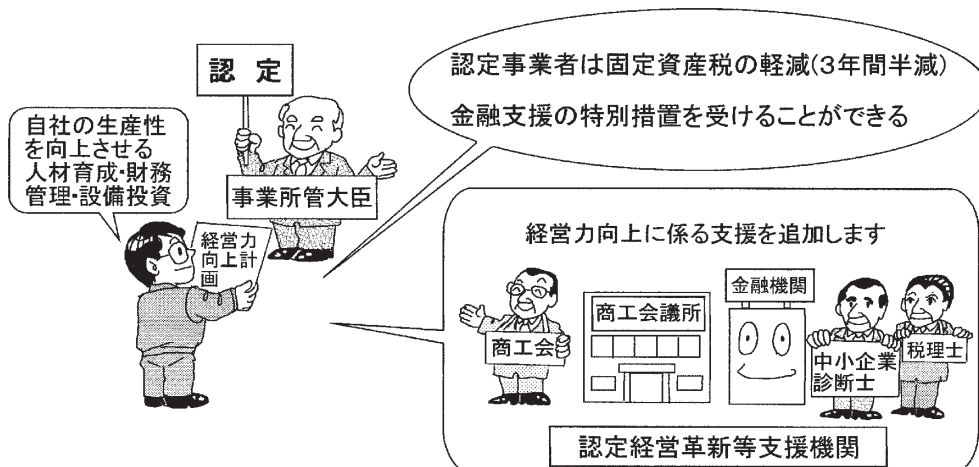
事業所管大臣は、それぞれの事業分野の特性を踏まえつつ、事業者が行うべき経営力向上のための取組（商品・サービスの見直しのための顧客データの分析、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等）について示した「事業分野別指針」を事業分野ごとに策定します。

当該指針は経営力向上計画の認定基準となるとともに、新たに認定する「事業分野別経営力向上推進機関」と連携して、経営力向上についての優良事例を中小企業・小規模事業者等に分かりやすく提供するものとします。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上のための取組の支援

① 経営力向上計画の認定及び支援措置

中小企業・小規模事業者等は、経営力を向上させるための事業計画（「経営力向上計画」）を作り、事業所管大臣の認定を受けることができます。認定事業者は、固定資産税の軽減（3年間半減）や金融支援等の特例措置を受けることができます。



② 認定経営革新等支援機関の業務拡大

認定経営革新等支援機関（主に商工会議所、商工会、金融機関、中小企業診断士、税理士等を認定）の業務として、経営力向上に係る支援を追加します。

4. 中小企業等の定義について

資本金10億円または従業員数2,000人以下の会社及び個人は、生産性向上の余地が大きいと考えられることから、それぞれの基準以下の企業を支援対象とします。

事業分野別の経営力向上を実現するため、必要となる法人形態を広く指定するため、「医業を主たる事業とする法人」「社会福祉事業を主たる事業とする法人」「NPO法人」をそれぞれ対象とする法人に追加します。

5. 中小企業等経営強化法のスキーム

(1) 事業分野別指針の策定

事業所管大臣が、事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針を策定します。

(2) 経営力向上計画の認定

中小企業・小規模事業者等は、自社の生産性を

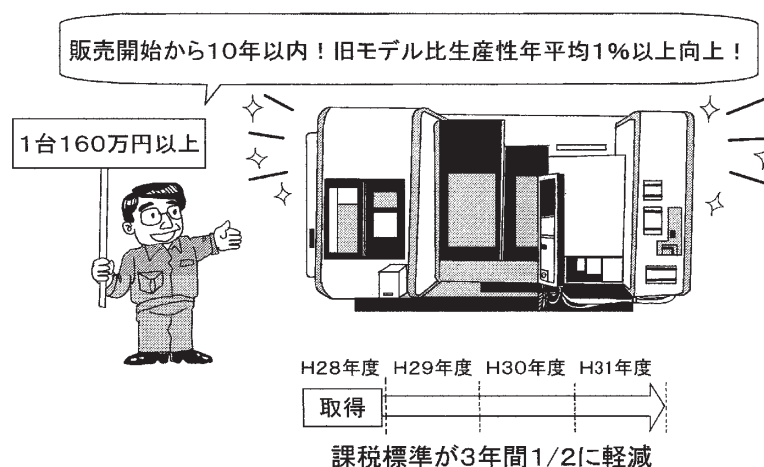
向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を各大臣に申請します。認定された事業者は、様々な支援措置を受けられます。

(3) 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

固定資産税の軽減については、生産性向上設備投資促進税制が2016年3月31日の適用期限をもって廃止される代わりに、設備投資を行う中小企業の固定資産税を軽減するものです。経営力向上計画の認定を受けた事業者は、一定の機械及び装置を取得した場合に、その機械及び装置に係る固定資産税について、課税標準が最初の3年間、価格の50%に半減されます。

上記の「一定の機械及び装置」とは、

- ア. 販売開始から10年以内
- イ. 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上する
- ウ. 1台又は1基の取得価額が160万円以上のいずれにも該当するものとされています。



(4) 固定資産税の軽減措置以外の支援措置

政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援します。

① 商工中金による低利融資

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられます。

② 中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

④ 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者

（国内親会社）の海外支店又は海外現地法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫が信用状を発行して、債務の保証を実施します。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

⑤ 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、中小企業基盤整備機構による保証額最大25億円（保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%）の債務の保証を受けられます。

⑥ 食品流通構造改善機構による債務保証

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善機構による債務の保証を受けられます。

このように中小企業等経営強化法には、様々な支援措置が含まれています。ぜひご活用をご検討ください。

